



2024年9月27日

各 位

会 社 名 株式会社 REVOLUTION
代 表 者 の 代表取締役社長 新藤弘章
役 職 氏 名
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問 合 せ 先 管理本部 本部長 津野浩志
電 話 番 号 03-6627-3487

(訂正・変更) 株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

2024年8月30日に公表しました「株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、記載内容の一部訂正すべき事項がありましたので下記のとおりお知らせいたします。また、A種種類株式の転換請求により発行済株式数に変更が生じたので、株式併合に関するお知らせの一部を変更させていただくことを合わせてお知らせいたします。

記

1. 訂正について

(1) 訂正理由

定款の一部変更に係る記載の一部に誤りがあったため訂正をいたします。なお、訂正箇所は赤字を付して表示しております。

(2) 訂正箇所

【4ページ及び5ページ】

7. 定款の一部変更について

(2) 変更の内容

(訂正前)

(変更部分を下線で示しています)

現行定款	変更案
(金銭を対価とする取得請求権) 第10条の13 (1) (省略) (2) (省略) (3) 各B種種類株式を取得すると引換えに交付する金銭の額 対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各B種種類株式の数に、 <u>1,000,000</u> 円を乗じて得られた額とする。	(金銭を対価とする取得請求権) 第10条の13 (1) (省略) (2) (省略) (3) 各B種種類株式を取得すると引換えに交付する金銭の額 対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各B種種類株式の数に、 <u>10,000,000</u> 円を乗じて得られた額とする。但し、 <u>B種優先株式</u> につき、 <u>株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。</u>

(訂正後)

(変更部分を下線で示しています)

現行定款	変更案
<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第 10 条の 13 (1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 各 B 種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額</p> <p>対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各 B 種種類株式の数に、<u>1,000,000</u> 円を乗じて得られた額とする。</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第 10 条の 13 (1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 各 B 種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額</p> <p>対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各 B 種種類株式の数に、<u>10,000,000</u> 円を乗じて得られた額とする。<u>但し、B 種種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B 種種類株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。</u></p>

(訂正前)

現行定款	変更案
<p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</p> <p>第 10 条の 14 当社は、各 B 種種類株式発行後、いつでも、各 B 種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、各 B 種種類株主又は各 B 種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各 B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各 B 種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各 B 種種類株式の数に <u>1,000,000</u> 円を乗じて得られた額とする。なお、一部取得を行うにあたり、取得する各 B 種種類株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</p> <p>第 10 条の 14 当社は、各 B 種種類株式発行後、いつでも、各 B 種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、各 B 種種類株主又は各 B 種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各 B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各 B 種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各 B 種種類株式の数に <u>10,000,000</u> 円を乗じて得られた額とする。<u>但し、B 種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B 種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。</u>なお、一部取得を行うにあたり、取得する各 B 種種類株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</p>

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</p> <p>第 10 条の 14 当社は、各 B 種種類株式発行後、いつでも、各 B 種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、各 B 種種類株主又は各 B 種種類登録株式質権者の意思にかか</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</p> <p>第 10 条の 14 当社は、各 B 種種類株式発行後、いつでも、各 B 種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、各 B 種種類株主又は各 B 種種類登録株式質権者の意思にかか</p>

わらず、強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各 B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各 B 種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各 B 種種類株式の数に 1,000,000 円 を乗じて得られた額とする。なお、一部取得を行うにあたり、取得する各 B 種種類株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

わらず、強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各 B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各 B 種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各 B 種種類株式の数に 10,000,000 円 を乗じて得られた額とする。但し、B 種種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B 種種類株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。なお、一部取得を行うにあたり、取得する各 B 種種類株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

2. 変更の理由

当社が発行しております A 種種類株式について、A 種種類株主より普通株式への転換請求があったことから、当社の発行済株式数に変更が生じました。そのため、株式併合に関する開示内容について変更が生じることとなったため、改めて株式併合の内容をお知らせいたします。なお、変更箇所については下線を付しております。

(1) 訂正箇所

【2 ページ】

2. 併合の内容

(4) 併合により減少する株式数

(変更前)

① 普通株式※

併合前の発行済普通株式総数 (2024 年 8 月 2 日現在)	668,499,544 株
併合により減少する株式数	601,649,590 株
併合後の発行済普通株式総数	66,849,954 株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

(変更後)

① 普通株式※

併合前の発行済普通株式総数 (2024 年 9 月 27 日現在)	744,212,044 株
併合により減少する株式数	669,790,840 株
併合後の発行済普通株式総数	74,421,204 株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

以上